

令和1年度 第9回 12月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 令和1年 12月24日(火) 午後 4時 から

※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 坂井委員 3. 要委員 4. 春委員 5. 定岡委員
6. 重野委員 7. 時田委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

無し

※ 出席した職員

吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 松元 五月 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 3番 委員・4番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和1年12月24日(火)の1日間に決定

・日程第3 諸般の報告

○議 長 先月は療養のため不在にしており、ご迷惑をおかけしました。
諸般の報告は以上です。

・日程第4 協議事項 議案第7号 『農地法第3条申請(所有権移転)について』

○議 長 議案第7号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第7号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。(資料参照の上、説明)

申請者は△△さんです。申請地は□□地区の11筆となっています。申請内容は所有権移転です。許可後、こちらに牧草を作付け予定だそうです。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 　　ただ今の報告の通り議案第7号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番 　　11筆全てに牧草を植える予定ですか。

○事務局 　　はい、そのように聞いております。

○2番 　　場所はこういった所ですか。

○3番 　　1番から3番につきましては、●●にあります。4番から11番は全て集落近くや山手付近にありますね。

○議長 　　他に質疑ございませんか。質疑無しと認めます。これで質疑は終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 　　全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第8号 『農地の賃貸借解約申請について』

○議長 　　議案第8号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 　　はい、議案第8号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）

申請者は(株)〇〇さんです。今回農地法人の再編成に伴い、現在賃貸借している土地が散在しているため一旦貸借農地を収縮後解約し、また新たに契約し直すという事になっています。そしてこの後の議案につきましても、同じく賃貸借解約申請となっております。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 　　ただ今の報告の通り議案第8号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番 　　今借りている土地は一旦所有者へ返還するという事ですか。

○事務局 　　はい、そうです。

○7番 　　今まで時間が掛かっていたのは返却時の土地の状態のためですか。

○事務局 　　はい、そうですね。解約時にはその土地を元の状態に戻さなければいけないので、その対応に時間がかかったのではないかと思います。対応の有無に関して再度確認を取り、1月定例会時にもう一度報告したいと思います。

○議長 　　では議案第8号につきましては手続きを再度確認後、1月定例会時に報告を上げる事とするため、一旦保留と致します。

議案第9号 『農地適格法人の届出について』

○議長 　　議案第9号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 　　はい、議案第9号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。(資料参照の上、説明)

申請者は先程と同じく(株)〇〇さんです。農家法人再編成に伴い一度法人を解体し、新たに農地所有適格法人として(株)☆☆農産設立のための届出がありました。この設立要件として「農地法

人の形態」「農業関係者及び従事者の確保」「主たる農業事業の関連」などが挙げられます。その要件を満たした上での届出となっていますので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の報告の通り議案第9号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○推進員1

法人を一度解体し再設立したという事ですが、解散のための手続き申請等はあったのですか。

○事務局

解散のための申請は特にはないです。以前は各々に生産活動していたのを(株)〇〇が☆☆農産を吸収合併し、一事業体となった形ですね。農地所有適格法人となるために今回の届出が必要だったという流れです。

○推進員1

宇検村には農業法人団体はどの位ありますか。

○事務局

現在、3団体ですね。

○推進員1

他市町村でも事例がありますが、法人税未払いのまま団体としての実態は無いという法人が多く見受けられます。県から年1回の状況調査があったと思いますが。

○事務局

はい、宇検村でも各農業法人に状況調査報告の提出をしてもらっています。

○7番

法人になることのメリットは何ですか。

○推進員1

まず挙げられるのが税金対策として色々な面で優遇される点ですね。そして農の雇用事業等で法人が人を雇った場合は毎月国から助成金が下ります。それを活用し、研修費や賃金等に利用出来るようになっています。

○議長

他に質疑ございませんか。質疑無しと認めます。これで質疑は終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第10号 『農地法第3条（所有権移転）について』

○議 長 議案第10号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第10号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）

申請者は(株)〇〇です。先程議案第9号で説明しました通り、法人の再編成に伴う所有権移転の申請です。譲渡人は(株)〇〇、譲受人が(株)☆☆農産です。吸収合併される事で、☆☆農産が持っていた土地の所有権が移る事になっています。そして法人の再編成となった事で、もう一度所有権を(株)☆☆農産が持った形になります。

皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

○議 長 ただ今の報告の通り議案第10号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑無しと認めます。これで質疑を終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第11号 『農地法第3条申請（利用権設定）について』

○議長 議案第11号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第11号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）

申請者は(株)☆☆農産です。この案件は議案第10号とは別に新しく借りる土地の申請です。2筆同時に申請しておりますので皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の報告の通り議案第11号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○推進員1 因みに利用権設定料金の額はいくらで設定されていますか。

○事務局 この資料に金額が提示されていますが、所有者と協議の上の額だと思います。

○議長 他に質疑ございますか。質疑無しと認めます。これで質疑は終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第12号 『農地法第3条申請（利用権設定）について』

○議長 議案第12号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

・農業用水漏水修繕等について

○議長

他にございませんか。 無いようですので本日の日程は全部、終了しました。

これをもって令和1年度第9回12月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 お疲れ様でした。